

別記様式 14号

被 処 分 者	認 定 証 番 号	栃木県公安委員会 第494号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	アルファード代行
	主たる営業所が所在する市区町村	足利市
処 分 年 月 日		令和元年7月30日
処 分 内 容		営業停止 (令和元年7月30日から同年8月8日までの10日間)
処 分 理 由		指示により付された基礎点数の累積点数が営業停止の基準に達したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 第5条第1項第2号
処分を行った公安委員会		栃木県公安委員会